# 政令第三百二十九号

### ス ポ ツ 審 議

内 閣 は、 玉 家 行 政 組 織 法 (昭 和二十三年法律第百二十号) 第八条の規定に基づき、 この政令を制定する。

## 組

2

審議会に、

特 別

の事

,項を調.

査審議させるため必要があるときは、

臨時委員を置くことができる。

第 条 スポ Ì ツ審議会 (以下「審議会」という。) は、委員二十人以内で組織する。

- 3 審議会に、 専門  $\mathcal{O}$ 事 ,項を調. 査させるため必要が あるときは、 専門委員を置くことができる。

#### (委員: 等 $\mathcal{O}$ 任 命

第二 条 委員 は、 学識 経験のある者のうちから、 スポ ーツ庁長官が 任命する。

- 2 臨時委員 んは、 当該 特別の事 項に関 し学識経験の ある者のうちから、 スポ ツ庁長官が任命する。
- 3 専門委員は、 当該専門 の事項に関 し学識経験  $\mathcal{O}$ ある者のうちから、 スポー ツ庁長官が任命する。

## (委員 の任期等

第三条 委員 の任期は、 二年とする。 ただし、 補欠の委員の任期は、 前任者 の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、 その者の任命に係る当該 特別の事項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるもの

る。

とする。

5

委員、

臨時委員及び専門委員は、

非常勤とする。

4 専門委員は、 その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとす

(会長)

第四条

審議会に、

会長を置き、

委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、 その職務を代理する。

(部会)

第五条 審議会は、 その定めるところにより、 部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、 臨時委員及び専門委員は、 会長が指名する。

- 3 部会に、 部会長を置き、 当該部会に属する委員 の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長 に 事 故があるときは、 当該 部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、 その

職務を代理する。

6 審議会は、 その定めるところにより、 部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第六条 審 議会は、 委員及び議事に関係  $\mathcal{O}$ ある臨時 委員の過半数が出席しなければ、 会議を開き、 議決する

ことができない。

2 審議 会 0) 議事 は、 委員及び 議事に関係の ある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、 可否同数

のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第七条 審議会は、 その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 関係行政機関の長に対し、

資

料の提出、 意見の開陳、 説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、 スポー ツ庁政策課において処理する。

(審議会の運営)

第九条 この政令に定めるもののほか、 議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会

に諮って定める。

附則

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。